

仕 様 書

1. 件 名 市川市行徳支所検温等業務委託
2. 業務目的 本業務は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、来庁者にサーモカメラによる検温を行い、高体温の来庁者を別所に誘導することで拡大を防止し、行政サービスの低下を防ぐことを目的とする。
3. 委託場所 市川市末広1丁目1番31号 市川市行徳支所
4. 委託期間 令和3年7月1日～令和3年12月28日
5. 業務実施日、業務時間及び従事人数
 - (1) 業務実施日 月曜日～金曜日
※ 国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始休日(12月29日から翌1月3日まで)及び委託者が指定する日は除く。
 - (2) 業 務 時 間 午前8時40分～午後5時25分
※業務時間中は連続して業務を行う(シフトを組むなどして対応)。
 - (3) 従 事 人 数 常時 1名以上

6. 実施体制及び業務従事者の要件

(1) 業務の実施体制

- ① 受託者は業務遂行にあたり、「5. 業務実施日、業務時間及び従事人数」に記載された業務内容を実施することとし、常に円滑な案内体制をとり、業務の停滞、その他の事由による混雑等が起こらないよう、万全を期するものとする。
- ② 受託者は、常に委託者と連絡できる体制を整えるものとする。
- ③ 本仕様書に示す業務従事者は、業務責任者と一般従事者で構成するものとする。
- ④ 業務従事者の役割

業務責任者	業務全体の統括・連絡・調整 委託者との連絡調整 来庁者の検温 ※常駐不要
一般従事者	来庁者の検温 ※要常駐

(2) 業務従事者の要件

受託者は、円滑に業務を遂行するために、次の各号の全ての要件を備えた者を業務従事者
に選定し、適正に配置するものとする。

- ① 受託者と雇用関係にある。
- ② 来庁者等に対して態度及び言葉使いに注意し、明朗、迅速かつ丁寧に応対できる。
- ③ 心身共に健康である。

なお、業務従事者は就業前に必ず自らの検温を行い、体温が 37.0 度を超えた場合は業
務に従事しないようにするものとする。その場合、業務責任者が代替の一般従事者を早
急に選出し、従事させるようにするものとする。

7. 業務内容

- ① 業務は、行徳支所 1 階正面入口に設置された検温スペースで行うものとする(別紙 1 参照)。
- ② 業務従事者は、行徳支所 1 階相談室(別紙 1 参照)に保管されたサーモカメラ及びモニター
を検温スペースに設置し、前を通行する来庁者の検温を行うものとする。また、業務終了後は、
サーモカメラ及びモニターを行徳支所 1 階相談室に運び施錠するものとする。なお、相談室
の鍵は委託者が管理するものとし、使用する都度、業務従事者が委託者から鍵を借り受けて
使用するものとする。
- ③ 業務従事者は、サーモカメラにより体温が 37.5 度以上の来庁者を確認した場合、非接触型
体温計で当該来庁者を再度検温するものとする。その際、37.5 度以上と確認した場合は、そ
の旨を速やかに委託者に報告するものとする。
- ④ 業務従事者は、検温を行った人数をカウンターで計測するものとする。
- ⑤ 業務従事者は、本仕様書に記載していない行徳支所内の業務一般について来庁者から問
い合わせがあった場合、行徳支所 1 階入口の総合窓口(検温スペース向かい)を案内するも
のとする。
- ⑥ 機器トラブルその他不測の事態が生じた際は、業務従事者から速やかに委託者へ報告する
ものとする。
- ⑦ 業務日報を作成し、翌開庁日までに提出するものとする。なお、業務日報の書式は任意とす
るが、事前に委託者に確認するものとする。
ただし、緊急性が高いと判断される内容については、速やかに委託者に報告するものとする。
- ⑧ 着替え等については、行徳支所 2 階更衣室を使用するものとする。(別紙 2 参照)

8. 提出書類及び報告書

受託者は、業務の実施にあたり委託期間開始前に、次に示す書類を委託者に提出するもの
とする。

(1) 提出書類

- ① 業務実施計画書(業務管理責任者、業務責任者名、連絡先、従事体制等)
- ② 業務従事者名簿

③ 業務従事者履歴書の写し

※ ②、③については、変更が生じた際はその都度提出するものとする。

(2) 報告書

① 業務日報

業務終了後(毎日)提出する書類で、様式の作成及び印刷は受託者が行うものとする。
ただし、様式は委託者と受託者が協議の上決定するものとし、必要があれば、都度変更できるものとする。

※ 提出は翌開庁日の 10 時までとする。ただし、委託期間終了日においては、委託期間内に提出するものとする。

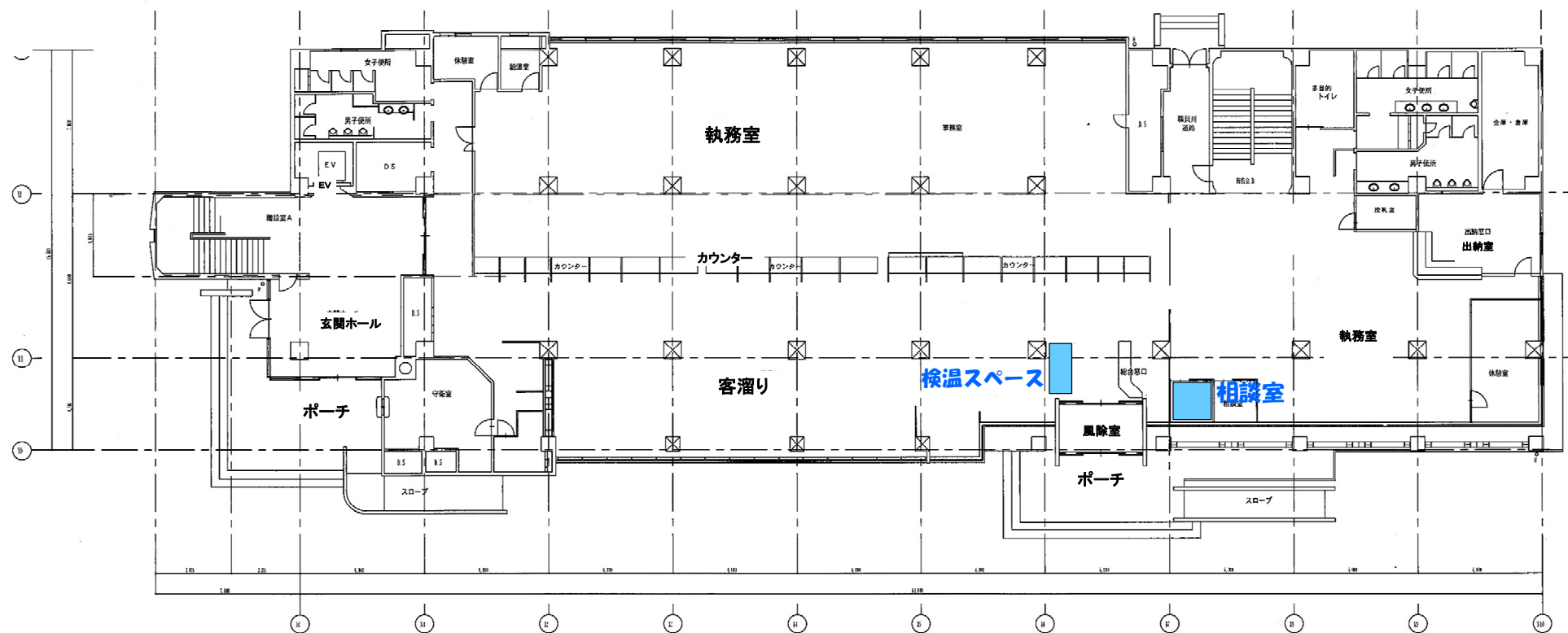
9. 費用負担

委託者の負担で用意する機器及び物品は以下とする。

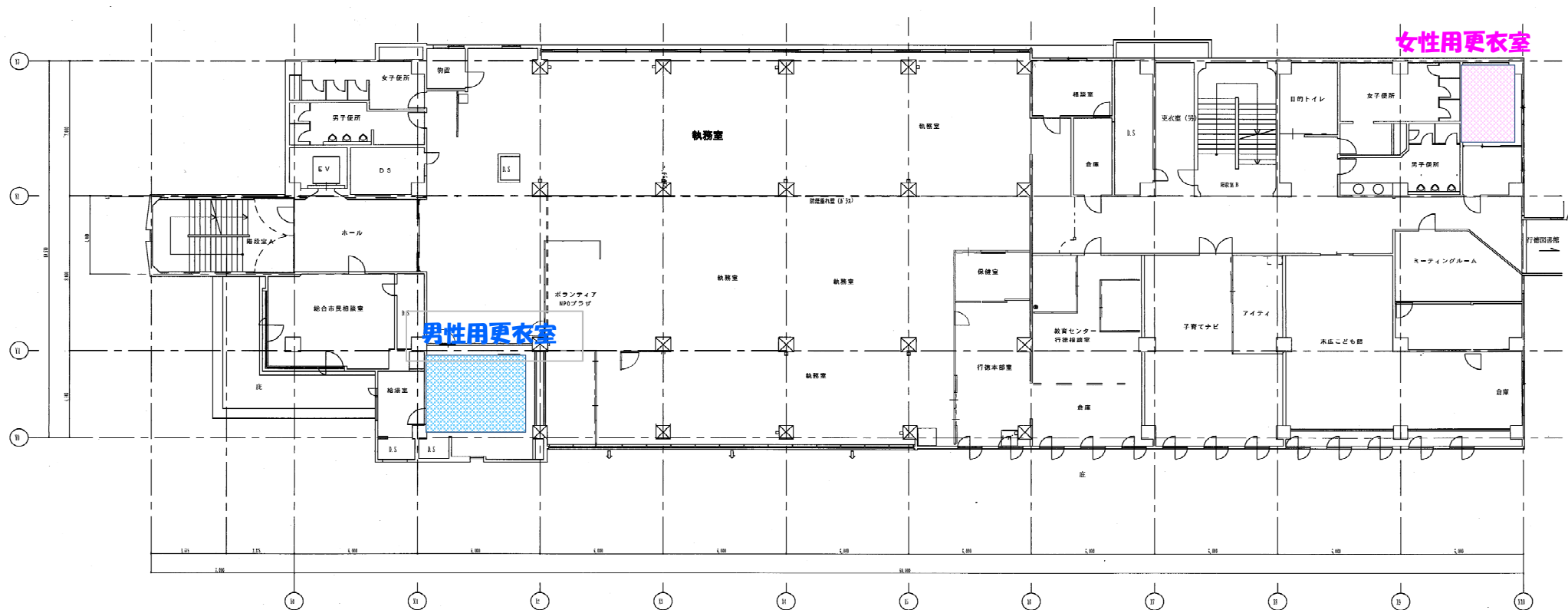
- (1) サーモカメラ、モニター及び付属品
- (2) 非接触型体温計
- (3) 検温対象人数計測用カウンター
- (4) 業務用長机及び椅子
- (5) 来庁者用消毒剤

10. その他

- (1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及びその他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、この業務の履行にあたって委託者(工作物その他備品等)または第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いにあたっては、市川市個人情報保護条例(昭和 61 年条例 30 号)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を他に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。
- (6) 業務の履行にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。



行徳支所 1階平面図



行徳支所 2階平面図